

成年後見制度住民向け学習会を開催！

令和4年3月1日（火）城里町役場本庁舎3階にて、水戸市社会福祉協議会と城里町が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民や福祉事業所職員等18名が参加し、判断能力が低下した際や他界した際に備え、エンディングノートを活用して、成年後見制度の概要、相続について学びました。

講演 相続が争族にならないために！ ～大切な人へのメッセージ～

講師 宮田 久雄 ファイナンシャルプランナー（株）宮田財務

<判断能力が低下した方を守る“成年後見制度”>

「成年後見制度は、認知症などにより判断能力が低下した方を法律的に支援してくれる制度である。

例えば、不要な契約をしてしまった場合や、遺産分割協議が必要になった場合に、本人に代わって、後見人等が契約を取り消したり、手続きしたりすることができる。元気である今のうちから、将来どのように、また誰に支援してもらおうかなど考えておくことが必要である」との話がありました。



2つの後見制度について説明

<相続対策は“生前の対策”で決まる>

『親が亡くなったが、相続税対策できることはあるか』とたまに相談があるが、すでに他界してしまっていると、対策できることはほとんどない。そのため、生前のうちに、相続税対策を考え、備えておく必要がある。

また、『相続をきっかけに家族の関係性が悪くなってしまった』という話をよく耳にするため、子などの相続人になり得る方と話し合っておくことも大切である」との話がありました。

また、エンディングノートについて、「もしものときのために、希望したいこと（治療やお墓等）や所有している財産等を書き残すことができ、記入者の気持ちや考えを家族や後見人等へ伝えることができるノートである。他界後に家族同士が争うことがなく、「家族想いの人であった」と振り返ってもらえるように、日頃から大切な人にメッセージを残しておくことが大切である」とのお話がありました。



事例から相続について学ぶ

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。